

改正案

現行

（振替口座簿の電磁的記録の方法）

第二条 法第六十八条第六項（法第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

（振替機関への通知事項）

第三条 法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十九條第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。） 次に掲げる事項

イ （略）

ロ 当該振替社債の社債管理者の名称

ハ〜ヘ （略）

ト 会社が合同して当該振替社債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分

チ イからトまでに掲げるもののほか、当該振替社債に担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が付されている場合にあつては、同法第二十六條各号に掲げる事項

ニ 法第六十九條第一項第一号の振替社債（短期社債に限る。） 前号イ、ハ及びトに掲げる事項

2 前項（第二号を除く。）の規定は、法第百十三條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五條の六において読み替えて準用する会社法第七百五條第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号ト中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五條の七の規定により」と読み替えるものとする。

3 第一項（第一号ト及び第二号を除く。）の規定は、法第百十五條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と読み替えるものとする。

（振替口座簿の電磁的記録の方法）

第二条 法第六十八条第六項（法第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

（振替機関への通知事項）

第三条 法第六十九條第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十九條第一項の払込みに係る振替社債（短期社債を除く。） 次に掲げる事項

イ （略）

ロ 当該振替社債の社債管理会社の商号

ハ〜ヘ （略）

ト 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四條の規定により当該振替社債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分

チ イからトまでに掲げるもののほか、当該振替社債に担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が付されている場合にあつては、同法第三十五條各号に掲げる事項

ニ 法第六十九條第一項の払込みに係る振替社債（短期社債に限る。） 前号イ、ハ及びトに掲げる事項

2 前項（第二号を除く。）の規定は、法第百十三條において準用する法第六十九條第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号ロ中「社債管理会社」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五條の六において読み替えて準用する商法第三百九條第一項に規定する地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」と、同号ト中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四條」とあるのは「地方財政法第五條の七」と読み替えるものとする。

3 第一項（第一号ト及び第二号を除く。）の規定は、法第百十五條において準用する法第六十九條第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」と、同号ロ中「社債管理会社」とあるのは「投資法人債管理会社」と読み替えるものとする。

4| 第一項の規定は、法第百七十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

5 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百八十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

6 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百二十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

7 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

8 法第百二十二条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

9 法第百二十四条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 振替特定目的信託受益権の元本持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二十六条第一項第三号ロに規定する元本持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）又は利益持分（同項第三号ロに規定する利益持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）の総数

二 原委託者（資産の流動化に関する法律第百二十四条第一項に規定する原委託者をい

る。

4| 第一項の規定は、法第百七十七条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号ト中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四条」とあるのは、「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条第二項において準用する商法第三百四条」と読み替えるものとする。

5 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百八十条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理会社」とあるのは「特定社債管理会社」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

6 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百二十条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理会社」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

7 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

8 法第百二十三条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

9 法第百二十五条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 振替特定目的信託受益権の元本持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百五十六条第一項第三号ロに規定する元本持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）又は利益持分（同項第三号ロに規定する利益持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）の総数

二 原委託者（資産の流動化に関する法律第百六十三条第一項に規定する原委託者をい

う。)及び受託信託会社等(同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。第七号において同じ。)の氏名又は名称及び住所  
三十一 (略)

10 第一項の規定は、法第二百二十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替外債(短期外債を除く。)」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号チ中「担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同項第二号中「振替社債(短期社債に限る。)」とあるのは「振替外債(短期外債に限る。)」と読み替えるものとする。

11 前項の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)

(会社が社債権者等の口座を知ることができない場合における通知)

第四条 法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合は、合併、株式交換又は株式移転に際して振替社債を交付する場合とする。

(会社が社債権者等の口座を知ることができない場合における通知者)

第五条 法第六十九条の二第一項に規定する当該会社に準ずる者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

- 一 合併に際して振替社債を交付する場合 合併により消滅する会社
- 二 株式交換に際して振替社債を交付する場合 株式交換をする株式会社
- 三 株式移転に際して振替社債を交付する場合 株式移転をする株式会社

(会社が社債権者等の口座を知ることができない場合における通知の相手方)

第六条 法第六十九条の二第一項に規定する社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

。 )及び受託信託会社等(同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。第七号において同じ。)の氏名又は名称及び住所  
三十一 (略)

10 第一項の規定は、法第二百二十七条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替外債(短期外債を除く。)」と、同号ロ中「社債管理会社」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」と、同号ト中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十四条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」と、同号チ中「担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第三十五条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同項第二号中「振替社債(短期社債に限る。)」とあるのは「振替外債(短期外債に限る。)」と読み替えるものとする。

11 前項の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- 一 (略)
- 二 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替社債を交付する場合 取得条項付株式の株主又は登録株式質権者
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替社債を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者
- 三 合併に際して振替社債を交付する場合 合併により消滅する会社の株式の株主又は登録株式質権者
- 四 株式交換に際して振替社債を交付する場合 株式交換をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者
- 五 株式移転に際して振替社債を交付する場合 株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者

(社債権者等に対する通知事項)

第七条 法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする次に掲げるものとする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替社債を交付する場合 その旨
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替社債を交付する場合 その旨
- 三 合併、株式交換又は株式移転に際して振替社債を交付する場合 その旨

(特別口座開設等請求権者)

第八条 法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該取得条項付株式を取得した者又は当該取得条項付株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該全部取得条項付種類株式を取得した者又は当該全部取得条項付種類株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者
- 三 発行者が合併に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者
- 四 発行者が株式交換に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は

(新設)

(新設)

振替の申請をした場合、当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の子株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者

五 発行者が株式移転に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合、当該通知又は申請の前に当該株式移転をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者

(特別口座開設等請求の添付書面)

第九条 法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定めるものは、同項の加入者が同項の請求をすべき旨を記載した和解調書その他同項の判決と同一の効力を有するものとする。

(特別口座開設等請求ができる場合)

第十条 法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合は、同項の取得者等が同項の加入者の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求した場合とする。

(電磁的方法による提供)

第十一条 社債等の振替に関する法律施行令(以下「令」という。)第十四条第一号に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2) 令第十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をい

(電磁的方法による公示)

第四条 (新設)

1) 社債等の振替に関する法律施行令第十四条に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定す

う。)を使用する方法とする。

3| 前二項に規定する方法は、加入者又は情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

#### 附則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 第三条第一項(第二号を除く。)の規定は、法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。

2| 第三条第二項の規定は、法附則第二十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第二項中「前項第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替地方債」とあるのは、「前項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第二十七条において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例地方債」と読み替えるものとする。

3| 第三条第三項の規定は、法附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第三項中「第一項第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替投資法人債」とあるのは、「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資法人債」と読み替えるものとする。

4| 第三条第四項の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項の」とあるのは「第一項(第二号を除く。)」の」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5| 第三条第五項の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第五項中「第一号」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第三十条第二項において準用する法附

る自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。

2| 前項に規定する方法は、情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

#### 附則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 第三条第一項(第二号を除く。)の規定は、法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一項第一号中「第六十九条第一項の払込み」とあるのは「附則第十七条の同意」と、「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「特例社債」と読み替えるものとする。

2| 第三条第二項の規定は、法附則第二十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第二項中「前項第一号中」とあるのは、「前項第一号中「第六十九条第一項の払込み」とあるのは「附則第二十七条において準用する法附則第十七条第一項の同意」と、「読み替えるものとする。

3| 第三条第三項の規定は、法附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第三項中「第一項第一号中」とあるのは、「第一項第一号中「第六十九条第一項の払込み」とあるのは「附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意」と、「読み替えるものとする。

4| 第三条第四項の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項の」とあるのは「第一項(第二号を除く。)」の」と、「第一項第一号ト」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条の払込み」とあるのは「附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意」と、「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「特例社債」と、「読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5| 第三条第五項の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第五項中「第一号ト」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項の払込み」とあるのは「附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意」と、

則第十七条第一項の同意に係る特例特定社債」と、「同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

6] 第三条第六項の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第六項中「第一号ト」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特別法人債」と、「同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

759 (略)

10] 第三条第十項の規定は、法附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第十項中「第一項の」とあるのは「第一項（第二号を除く。）の」と、「第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例外債」と、「同項第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替える」と読み替えるものとする。

「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「特例社債」と、「同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

6] 第三条第六項の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第六項中「第一号ト」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に表示されるべき権利」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項の払込み」とあるのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意」と、「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「特例特別法人債」と、「同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」と読み替えるものとする。

759 (略)

10] 第三条第十項の規定は、法附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第十項中「第一項第一号中」とあるのは、「第一項第一号中「第六十九条第一項の払込み」とあるのは「附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意」と読み替えるものとする。